

介護予防・日常生活支援総合事業費 単位数サービスコード表 (令和6年4月改正版)

【目次】

1	訪問型サービス（独自）サービスコード表	1頁
2	通所型サービス（独自）サービスコード表	2頁
3	介護予防ケアマネジメントサービスコード表	3頁

※ コード表に記載の番号、単位数等は今後変更される場合がありますので、必ず最新の情報に注意し利用してください。

令和6年4月
箱根町

1 訪問型サービス(独自)サービスコード表

サービスコード		サービス内容略称	算定項目	合成 単位数	算定 単位			
種類	項目							
A2	1111	訪問型独自サービス11	(1)1週に1回程度の場合 1,176単位	1176単位	1,176	1月につき		
A2	2111	訪問型独自サービス11日割		日割りの場合	39単位	39	1日につき	
A2	1211	訪問型独自サービス12	(2)1週に2回程度の場合 2,349単位	2349単位	2,349	1月につき		
A2	2211	訪問型独自サービス12日割		日割りの場合	77単位	77	1日につき	
A2	1321	訪問型独自サービス13	(3)1週に2回を超える程度の場合 3,727単位	3727単位	3,727	1月につき		
A2	2321	訪問型独自サービス13日割		日割りの場合	123単位	123	1日につき	
A2	2411	訪問型独自サービス21	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	(1)身体介護を行う場合(生活援助含む)	287単位	287		
A2	2511	訪問型独自サービス22		ロ 1月当たりの回数を定める場合	(一)所要時間20分以上45分未満の場合	179単位	179	
A2	2621	訪問型独自サービス23			(2)生活援助が中心である場合	(二)所要時間45分以上の場合	220単位	220
A2	1411	訪問型独自短時間サービス		(3)身体介護を行う場合であって所要時間20分未満の場合	163単位	163	1回につき	
A2	C211	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算11	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	(1)1週に1回程度の場合	12単位減算	-12	1月につき	
A2	C220	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算11日割		日割りの場合	1単位減算	-1	1日につき	
A2	C212	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算12		(2)1週に2回程度の場合	23単位減算	-23	1月につき	
A2	C213	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算12日割			日割りの場合	1単位減算	-1	1日につき
A2	C214	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算13		(3)1週に2回を超える程度の場合	37単位減算	-37	1月につき	
A2	C215	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算13日割			日割りの場合	1単位減算	-1	1日につき
A2	C216	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算21		ロ 1月当たりの回数を定める場合	(1)身体介護を行う場合(生活援助含む)	3単位減算	-3	
A2	C217	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算22			(2)生活援助が中心である場合	(一)所要時間20分以上45分未満の場合	2単位減算	-2
A2	C218	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算23				(二)所要時間45分以上の場合	2単位減算	-2
A2	C219	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算短時間			(3)身体介護を行う場合であって所要時間20分未満の場合	2単位減算	-2	
A2	6001	訪問型独自サービス同一建物減算	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	所定単位数の 10%減算			
A2	6001	訪問型独自サービス同一建物減算		事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合	所定単位数の 11%減算			
A2	6001	訪問型独自サービス同一建物減算		同一建物等に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合	所定単位数の 12%減算			
A2	8000	訪問型独自サービス特別地域加算	特別地域加算	所定単位数の 15%加算				
A2	8001	訪問型独自サービス特別地域加算日割		所定単位数の 15%加算		1日につき		
A2	8002	訪問型独自サービス特別地域加算回数		所定単位数の 15%加算		1回につき		
A2	8100	訪問型独自サービス小規模事業所加算	中山間地域等における小規模事業所加算	所定単位数の 10%加算		1月につき		
A2	8101	訪問型独自サービス小規模事業所加算日割		所定単位数の 10%加算		1日につき		
A2	8102	訪問型独自サービス小規模事業所加算回数		所定単位数の 10%加算		1回につき		
A2	8110	訪問型独自サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	所定単位数の 5%加算		1月につき		
A2	8111	訪問型独自サービス中山間地域等提供加算日割		所定単位数の 5%加算		1日につき		
A2	8112	訪問型独自サービス中山間地域等提供加算回数		所定単位数の 5%加算		1回につき		
A2	4001	訪問型独自サービス初回加算	ハ 初回加算	200単位加算	200			
A2	4003	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅰ	ニ 生活機能向上連携加算	(1)生活機能向上連携加算(Ⅰ)	100単位加算	100		
A2	4002	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅱ		(2)生活機能向上連携加算(Ⅱ)	200単位加算	200		
A2	6102	訪問型独自口腔連携強化加算	ホ 口腔連携強化加算	50単位加算	50	1回につき		
A2	6269	訪問型サービス処遇改善加算Ⅰ	ヘ 介護職員処遇改善加算	(1)介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の 137/1000 加算			
A2	6270	訪問型サービス処遇改善加算Ⅱ		(2)介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の 100/1000 加算			
A2	6271	訪問型サービス処遇改善加算Ⅲ		(3)介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	所定単位数の 55/1000 加算			
A2	6278	訪問型サービス特定処遇改善加算Ⅰ	ト 介護職員等特定処遇改善加算	(1)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の 63/1000 加算			
A2	6279	訪問型サービス特定処遇改善加算Ⅱ		(2)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の 42/1000 加算			
A2	6281	訪問型サービスベースアップ等支援加算	ル 介護職員等ベースアップ等支援加算	所定単位数の 24/1000 加算				

※業務継続計画未策定減算については令和7年4月1日から適用する。

2 通所型サービス(独自) サービスコード表

サービスコード		サービス内容略称	算定項目		合成 単位数	算定 単位			
種類	項目								
A6	1111	通所型独自サービス11	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1	1798単位	1,798	1月につき		
A6	1112	通所型独自サービス11日割		1,798単位	日割の場合	59単位	59	1日につき	
A6	1121	通所型独自サービス12		事業対象者・要支援2		3621単位	3,621	1月につき	
A6	1122	通所型独自サービス12日割		3,621単位	日割の場合	119単位	119	1日につき	
A6	1113	通所型独自サービス21	ロ 1月当たりの回数を定める場合	事業対象者・要支援1 ※1月の中で全部で4回まで	436単位	436	1回につき		
A6	1123	通所型独自サービス22		事業対象者・要支援2 ※1月の中で全部で8回まで	447単位	447			
A6	C211	通所型独自高齢者虐待防止未実施減算11	高齢者虐待防止措置未実施減算	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1	18単位減算	-18	1月につき	
A6	C212	通所型独自高齢者虐待防止未実施減算11日割			日割の場合	1単位減算	-1	1日につき	
A6	C213	通所型独自高齢者虐待防止未実施減算12			事業対象者・要支援2	36単位減算	-36	1月につき	
A6	C214	通所型独自高齢者虐待防止未実施減算12日割		日割の場合	1単位減算	-1	1日につき		
A6	C215	通所型独自高齢者虐待防止未実施減算21		ロ 1月当たりの回数を定める場合	事業対象者・要支援1	4単位減算	-4	1回につき	
A6	C216	通所型独自高齢者虐待防止未実施減算22			事業対象者・要支援2	4単位減算	-4		
A6	D211	通所型独自業務継続計画未策定減算11	業務継続計画未策定減算	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1	18単位減算	-18	1月につき	
A6	D212	通所型独自業務継続計画未策定減算11日割			日割の場合	1単位減算	-1	1日につき	
A6	D213	通所型独自業務継続計画未策定減算12			事業対象者・要支援2	36単位減算	-36	1月につき	
A6	D214	通所型独自業務継続計画未策定減算12日割		日割の場合	1単位減算	-1	1日につき		
A6	D215	通所型独自業務継続計画未策定減算21		ロ 1月当たりの回数を定める場合	事業対象者・要支援1	4単位減算	-4	1回につき	
A6	D216	通所型独自業務継続計画未策定減算22			事業対象者・要支援2	4単位減算	-4		
A6	8110	通所型独自サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算		所定単位数の 5% 加算		1月につき		
A6	8111	通所型独自サービス中山間地域等加算日割			所定単位数の 5% 加算		1日につき		
A6	8112	通所型独自サービス中山間地域等加算回数			所定単位数の 5% 加算		1回につき		
A6	6105	通所型独自サービス同一建物減算1	事業所と同一の建物に居住する者又は同一建物から利用する者に通所型サービス(独自)を行う場合	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1	376単位減算	-376	1月につき	
A6	6106	通所型独自サービス同一建物減算2			事業対象者・要支援2	752単位減算	-752		
A6	6207	通所型独自サービス同一建物減算3		ロ 1月当たりの回数を定める場合		94単位減算	-94		1回につき
A6	5612	通所型独自送迎減算	事業所が送迎を行わない場合		47単位減算	-47	片道につき		
A6	5010	通所型独自生活上グループ活動加算	ハ 生活機能向上グループ活動加算		100単位加算	100	1回につき		
A6	6109	通所型独自サービス若年性認知症受入加算	ニ 若年性認知症利用者受入加算		240単位加算	240			
A6	6116	通所型独自サービス栄養アセスメント加算	ホ 栄養アセスメント加算		50単位加算	50			
A6	5003	通所型独自サービス栄養改善加算	ヘ 栄養改善加算		200単位加算	200			
A6	5004	通所型独自サービス口腔機能向上加算Ⅰ	ト 口腔機能向上加算	(1) 口腔機能向上加算(Ⅰ)	150単位加算	150			
A6	5011	通所型独自サービス口腔機能向上加算Ⅱ		(2) 口腔機能向上加算(Ⅱ)	160単位加算	160			
A6	6310	通所型独自一体的サービス提供加算	チ 一体的サービス提供加算		480単位加算	480			
A6	6011	通所型独自サービス提供体制加算ⅠⅠ	リ サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	事業対象者・要支援1	88単位加算		88	1月につき
A6	6012	通所型独自サービス提供体制加算ⅠⅡ			事業対象者・要支援2	176単位加算		176	
A6	6107	通所型独自サービス提供体制加算ⅡⅠ		(2) サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	事業対象者・要支援1	72単位加算		72	
A6	6108	通所型独自サービス提供体制加算ⅡⅡ			事業対象者・要支援2	144単位加算	144		
A6	6103	通所型独自サービス提供体制加算ⅢⅠ		(3) サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	事業対象者・要支援1	24単位加算	24		
A6	6104	通所型独自サービス提供体制加算ⅢⅡ			事業対象者・要支援2	48単位加算	48		
A6	4001	通所型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅰ	又 生活機能向上連携加算	(1) 生活機能向上連携加算(Ⅰ)(3月に1回を限度)	100単位加算	100	1回につき		
A6	4002	通所型独自サービス生活機能向上連携加算ⅡⅠ			(2) 生活機能向上連携加算(Ⅱ)	200単位加算		200	
A6	6200	通所型独自サービス口腔・栄養スクリーニング加算Ⅰ	ル 口腔・栄養スクリーニング加算	(1) 口腔・栄養スクリーニング加算Ⅰ(6月に1回を限度)	20単位加算	20	1回につき		
A6	6201	通所型独自サービス口腔・栄養スクリーニング加算Ⅱ			(2) 口腔・栄養スクリーニング加算Ⅱ(6月に1回を限度)	5単位加算		5	
A6	6311	通所型独自サービス科学的介護推進体制加算	ワ 科学的介護推進体制加算		40単位加算	40	1月につき		
A6	6100	通所型サービス処遇改善加算Ⅰ	カ 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の 59/1000 加算		1月につき		
A6	6110	通所型サービス処遇改善加算Ⅱ		(2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の 43/1000 加算				
A6	6111	通所型サービス処遇改善加算Ⅲ		(3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	所定単位数の 23/1000 加算				
A6	6118	通所型サービス特定処遇改善加算Ⅰ	コ 介護職員等特定処遇改善加算	(1) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の 12/1000 加算		1月につき		
A6	6119	通所型サービス特定処遇改善加算Ⅱ			(2) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の 10/1000 加算			
A6	6114	通所型サービスベースアップ等支援加算	介護職員等ベースアップ等支援加算		所定単位数の 11/1000 加算		1回につき		

※業務継続計画未策定減算については令和7年4月1日から適用する。

定員超過の場合

サービスコード		サービス内容略称	算定項目		合成 単位数	算定 単位				
種類	項目									
A6	8001	通所型独自サービス11・定超	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1	1,798単位	定員超過の場合	1,259	1月につき		
A6	8002	通所型独自サービス11日割・定超		59単位	×70%				41	1日につき
A6	8011	通所型独自サービス12・定超		3,621単位					2,535	
A6	8012	通所型独自サービス12日割・定超	119単位	83	1日につき					
A6	8003	通所型独自サービス21・定超	ロ 1月当たりの回数を定める場合	事業対象者・要支援1 ※1月の中で全部で4回まで		436単位	305	1回につき		
A6	8013	通所型独自サービス22・定超		事業対象者・要支援2 ※1月の中で8回まで	447単位	313				

看護・介護職員が欠員の場合

サービスコード		サービス内容略称	算定項目		合成 単位数	算定 単位				
種類	項目									
A6	9001	通所型独自サービス11・人欠	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1	1,798単位	看護・介護職員が 欠員の場合	1,259	1月につき		
A6	9002	通所型独自サービス11日割・人欠		59単位	×70%				41	1日につき
A6	9011	通所型独自サービス12・人欠		3,621単位					2,535	
A6	9012	通所型独自サービス12日割・人欠	119単位	83	1日につき					
A6	9003	通所型独自サービス21回数・人欠	ロ 1月当たりの回数を定める場合	事業対象者・要支援1 ※1月の中で全部で4回まで		436単位	305	1回につき		
A6	9013	通所型独自サービス22回数・人欠		事業対象者・要支援2 ※1月の中で8回まで	447単位	313				

3 介護予防ケアマネジメントサービスコード表

サービスコード		サービス内容略称	単位数	算定 単位
種類	項目			
AF	1001	介護予防ケアマネジメントA	442	1月につき
AF	1002	介護予防ケアマネジメントA・初回	742	
AF	1003	介護予防ケアマネジメントA・連携	742	
AF	1004	介護予防ケアマネジメントA・初回・連携	1042	
AF	1005	介護予防ケアマネジメントA(高齢者虐待防止未実施減算)	438	
AF	1006	介護予防ケアマネジメントA(高齢者虐待防止未実施減算)・初回	738	
AF	1007	介護予防ケアマネジメントA(高齢者虐待防止未実施減算)・連携	738	
AF	1008	介護予防ケアマネジメントA(高齢者虐待防止未実施減算)・初回・連携	1038	
AF	1101	介護予防ケアマネジメントB	221	
AF	1102	介護予防ケアマネジメントB・初回	521	
AF	1103	介護予防ケアマネジメントB(高齢者虐待防止未実施減算)	219	
AF	1104	介護予防ケアマネジメントB(高齢者虐待防止未実施減算)・初回	519	
AF	1111	介護予防ケアマネジメントC	151	
AF	6132	委託連携加算	300	

※業務継続計画未策定減算については令和7年4月1日から適用する。

注1 単位数算定記号の説明

+〇〇単位 ⇒ 所定単位数 + 〇〇単位

-〇〇単位 ⇒ 所定単位数 - 〇〇単位

×〇〇% ⇒ 所定単位数 × 〇〇/100

〇〇%加算 ⇒ 所定単位数 + 所定単位数 × 〇〇/100

注2 箱根町では実施していないサービスコードも含まれます